

支部に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、支部に関して必要な事項を定める。

(支部の設置)

第2条 一般社団法人日本集中治療医学会（以下、「本会」という）に、次の各項の支部をおく。

- (1) 北海道支部
- (2) 東北支部
- (3) 関東甲信越支部
- (4) 東海北陸支部
- (5) 関西支部
- (6) 中国・四国支部
- (7) 九州支部

(支部会員)

第3条 本会の会員は、主たる勤務施設の所在地を管轄する支部に属するものとする。ただし、現に勤務する施設がない者については、その者の居住地による。

(支部長・副支部長)

第4条 支部には、支部長をおく。

- 2 支部長は以下の資格を有するものとする。
 - (1) 当該支部に属する評議員であること。
 - (2) 集中治療領域において指導的立場で活躍していること。
 - (3) 任用前年の12月31日に65歳未満であること。
- 3 支部長の選出は以下のとおりとする。
 - (1) 推薦者：自薦、他薦は問わないが、自薦、他薦とも推薦者は当該支部に属する評議員3名以上とする。
 - (2) 選出方法：当該支部の評議員による選挙にて選出する。支部長選挙の公示は第6条で記述する支部運営委員会の終了後に行う。立候補者が1名の場合、選挙は行わない。
 - (3) 承認・委嘱：当該支部長就任予定者は、任用前年の理事会で承認後、理事長が委嘱する。
- 4 選挙の方法
 - (1) 選挙にあたっては、理事長が評議員2名以上に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
 - (2) 投票は単記無記名投票とし、電磁的方法の場合は1名を選択する。
 - (3) 以下の投票は無効とする。
 - 1) 郵送の場合は正規の用紙、電磁的方法では正規のフォーマット等を用いないもの。
 - 2) 候補者以外の氏名を記載したもの。

- 3) 複数の氏名を記載したもの。
- 4) 判読不能なもの。
- (4) 支部長就任予定者の確定は次の各項に従う。
 - 1) 郵送または電磁的方法のどちらの場合も選挙管理委員の立ち合いのもと、開票を行う。
 - 2) 有効得票数がもっとも多い者を支部長就任予定者とする。
 - 3) 有効得票数 1 位の候補者が複数あるときは、選挙管理委員の立ち合いのもとに、抽選により支部長就任予定者を決定する。
- 5 支部長の任期は 1 期 2 年（1 月 1 日から翌年 12 月 31 日まで）で連続 2 期までとする。
- 6 支部には、副支部長をおくことができる。副支部長は、支部長が第 7 条に示す支部運営委員就任予定者の中から指名し、理事会で承認する。
- 7 副支部長の任期は 1 期 2 年（1 月 1 日から翌年 12 月 31 日まで）とし、再任を妨げない。
- 8 支部長は当該支部の業務・運営責任者となり、副支部長はこれを補佐する。
- 9 支部長に欠員が生じた場合、選挙の際の次点候補が理事会承認にて後任者となる。次点候補がない場合は、前 2 項から 4 項に基づき改めて選挙を実施し、後任者を決める。後任者の任期は、前任者のものを引き継ぐものとする。後任者が決するまでの間、支部長業務は副支部長が代行する。副支部長がない場合は理事長が代行する。

(組織)

- 第 5 条 支部には支部運営委員会、および必要に応じてその下部組織として、支部連絡協議会をおく。
- 2 支部長が必要と認めた場合、支部運営委員会、支部連絡協議会に委員以外の陪席者をおくことができ、意見を求められた場合発言することができる。ただし、議決権は有さない。
 - 3 支部運営委員会、支部連絡協議会には、理事長もしくは副理事長、常務理事が必ず出席するものとする。

(支部運営委員会)

- 第 6 条 支部運営委員会は、支部の管理・運営および予算・事業計画を協議するものとする。
- 2 支部運営委員会は、支部長が必要と認めたとき、または過半数以上の委員の開催要求があったときに開催しなければならない。
 - 3 支部運営委員会は、支部長が招集し、議長を務める。
 - 4 支部運営委員会を招集するときは、支部運営委員に開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。
 - 5 支部運営委員会の議事は、支部運営委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(支部運営委員会委員)

- 第 7 条 支部運営委員会委員については、以下の資格を有するものとする。
- (1) 正会員であること。(ただし医師は専門医であること)
 - (2) 集中治療領域において指導的立場で活躍していること。
 - (3) 任用前年の 12 月 31 日に 65 歳未満であること。
- 2 委員の選出は以下のとおりとする。
- (1) 推薦者：理事会で承認された当該支部長就任予定者

(2) 選出方法：理事会で承認された当該支部長就任予定者が候補者を任用前年の理事会に推薦する。

(3) 承認・委嘱：支部運営委員就任予定者は理事会で承認後、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。(1月1日から翌年12月31日迄)

4 委員の人数は支部長、副支部長を含め、最大15名とする。

5 委員に欠員が生じた場合、あるいは委員を途中補充する場合、前四項の条件で委員を委嘱することが出来る。この場合の委員の任期は、他の委員と同一とする。

(支部連絡協議会委員)

第8条 支部連絡協議会の委員については、以下の資格を有するものとする。

(1) 正会員であること。

(2) 集中治療領域において指導的立場で活躍していること。

(3) 任用前年の12月31日に65歳未満であること。

2 委員の選出は以下のとおりとする。

(1) 推薦者：他薦の場合、推薦者は当該支部に属する正会員なお自薦・他薦を問わない。

(2) 選出方法：当該支部長就任予定者および当該支部運営委員会就任予定者で審議する。

(3) 報告・委嘱：任用前年の理事会で報告し当該支部長就任予定者が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。(1月1日から翌年12月31日迄)

4 委員の人数は当該支部会員数の10%を超えない人数とする。

5 委員に欠員が生じた場合、あるいは委員を途中補充する場合、前四項の条件で委員を委嘱することが出来る。この場合の委員の任期は、他の委員と同一とする。

6 支部連絡協議会委員は、支部運営委員会委員と兼務しないものとする。

(管理・運営)

第9条 この細則に定める事項のほか、支部の管理・運営は本会の理事会で定める方針に基づいて各支部が行う。

2 支部学術集会および支部セミナーの予算、決算は財務委員会にて審議する。

(報告)

第10条 支部長は次の項目を本会の理事会に提出しなければならない。

(1) 事業計画書および予算案

(2) 事業報告書

2 前項第1号の書類は毎年9月末日まで、第2号の書類は毎年12月末日までに提出しなければならない。

(細則の改定)

第11条 この細則は理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2017年1月1日から施行する。

この改定は、2017年9月15日から施行する。

この改定は、2018年9月27日から施行する。

この改定は、2020年3月5日から施行する。

この改定は、2020年12月11日から施行する。

この改定は、2021年4月26日から施行する。

この改定は、2021年6月28日から施行する。

この改定は、2022年4月22日から施行する。

この改定は、2022年6月15日から施行する。

この改定は、2022年8月26日から施行する。

この改定は、2022年11月2日から施行する。

この改定は、2022年12月9日から施行する。